



# 介護保険サービス利用者の負担軽減制度



所得の低い方も安心して介護保険のサービスが受けられる利用者負担額の軽減制度があります。制度の利用には事前の申請が必要です。

## 特定入所者介護サービス費(食費・居住費)軽減 (介護保険負担限度額認定)

<b>対象</b>	1 介護保険施設サービス 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム) 2 ショートステイ
<b>要件</b>	1 世帯全員の住民税が非課税(世帯を分離している配偶者を含む) ※住民税未申告の方は申告が必要 2 利用者負担段階により現金・預貯金の額が異なる 第1段階 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、預貯金などが1,000万円以下 第2段階 本人年収などが80万9,000円(82万6,500円)以下の方で、預貯金などが650万円以下 第3段階① 本人年収などが80万9,000円(82万6,500円)を超え、120万円以下の方で、預貯金などが550万円以下 第3段階② 本人年収などが120万円を超える方で、預貯金などが500万円以下 ※第2号被保険者は年収に関係なく預貯金などが1,000万円以下 ※配偶者がいる場合はすべて預貯金額に1,000万円を上乗せ ※令和8年8月から第2段階、第3段階①は、( )内の金額



## 食費・居住費の負担限度額(日額)

利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階基準費用額	
<b>居住費</b>	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円【1,470円】	2,066円	
	ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,370円【1,470円】	1,728円	
	従来型個室	特養など	380円	480円	880円	880円【980円】	1,231円
		老健・医療院など	550円	550円	1,370円	1,370円【1,470円】	1,728円
	多床室	特養など	0円	430円	430円	430円【530円】	915円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	0円	430円	430円	430円【530円】	697円
老健・医療院 (室料を徴収しない場合)		0円	430円	430円	430円	437円	
<b>食費</b>	施設サービス	300円	390円	650円【680円】	1,360円【1,420円】	1,445円【1,545円】	
	ショートステイ	300円	600円	1,000円【1,030円】	1,300円【1,360円】		

※第4段階の食費と居住費は利用者との施設の契約によるため、標準的な負担額  
 ※令和8年8月からの食費と居住費は【 】内の金額

## 社会福祉法人などによる利用者負担額軽減 居宅サービスの利用者負担額軽減(区独自制度)

<b>対象</b>	軽減事業の実施を都に申し出た社会福祉法人などが提供する次のサービス 1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の施設サービス 2 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)の施設サービス	介護保険居宅サービス(介護予防を含む)とサービス・活動事業 <b>例</b> 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、予防訪問サービス、予防通所サービスなど
<b>要件</b>	次のすべてに当てはまる方 1 世帯全員の住民税が非課税 2 年間収入(仕送りや年金などを含む)が単身世帯で150万円(世帯員1名増すごとに50万円を加算した額)以下 3 預貯金などの額が単身世帯で350万円(世帯員1名増すごとに100万円を加算した額)以下 4 日常生活のために必要な資産以外の資産がない 5 負担能力のある親族などに扶養されていない 6 介護保険料を滞納していない ※居宅サービスの利用者負担額軽減(区独自制度)は生活保護受給者は対象外	
<b>内容</b>	・サービス利用料(10%の自己負担分)、食費と居住費(滞在費)の合計額の25%(老齢福祉年金受給者は50%)を軽減 ※食費と居住費(滞在費)の軽減は、特定入所者介護(予防)サービス費の支給対象者である場合に限る(利用者負担段階により軽減内容が異なる) ※生活保護受給者は、個室の居住費に係る利用者負担額の全額を軽減	・介護サービス利用料(10%の自己負担分)を3%に軽減 ※高額介護(予防)サービス費または高額総合事業サービス費の支給を受けた場合は、その額を差し引いた額

問合せ 高齢介護課介護事業指定係 ☎03-5211-4336

この下は広告スペースです。内容は広告主にお問い合わせください

区民の皆さまに無料公開「公益目的支出計画事業の講演会」のお知らせ

### 「日本を取り巻く世界経済・安全保障情勢～今後の動向を読み解く～」

生涯学習の一環としてお役にください

ジョセフ・クラフト氏

ロールシャッパ・アドバイザリー代表取締役/東京国際大学副学長

開催日時: 2026年6月10日(水) 16:00~17:00 受付開始15:40  
 開催場所: 一般社団法人電気倶楽部(〒100-0011 千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビルB2会議室)  
 募集人数: 定員10名(先着順・事前にお申込みください)  
 申込方法: 「6/10 講演会 参加希望」と明記し、往復はがきに「住所/氏名/年齢/職業/電話番号」をご記入の上、開催2日前必着でお送りください。折り返しご連絡を申し上げます。  
 (お申込みの無い方は入場不可) / 主催 一般社団法人電気倶楽部 <http://www.denki-club.or.jp/>  
 電気倶楽部では区民の皆さまに有益な公益目的支出計画の講演会や施設見学会を各種、開催しております。HPも併せてご覧ください。

## 行政書士の無料相談 第1・第3火曜日開催!

6月16日 7月7日  
7月21日 9月1日

予約不要(直接お越しください)

場所: 区役所2階  
時間: 13時~15時  
年間の開催日ほか詳細はホームページで! ☎03-6362-6715

東京都行政書士会千代田支部 検索

⚠️特殊詐欺注意⚠️◆ATMで還付金は受け取れません!◆区役所職員がキャッシュカードを預かることはありません!